

科学研究費助成事業について

— 文部科学省・日本学術振興会 —

令和4年度版



昭和大学

統括研究推進センター事務室 研究支援課

— INDEX —

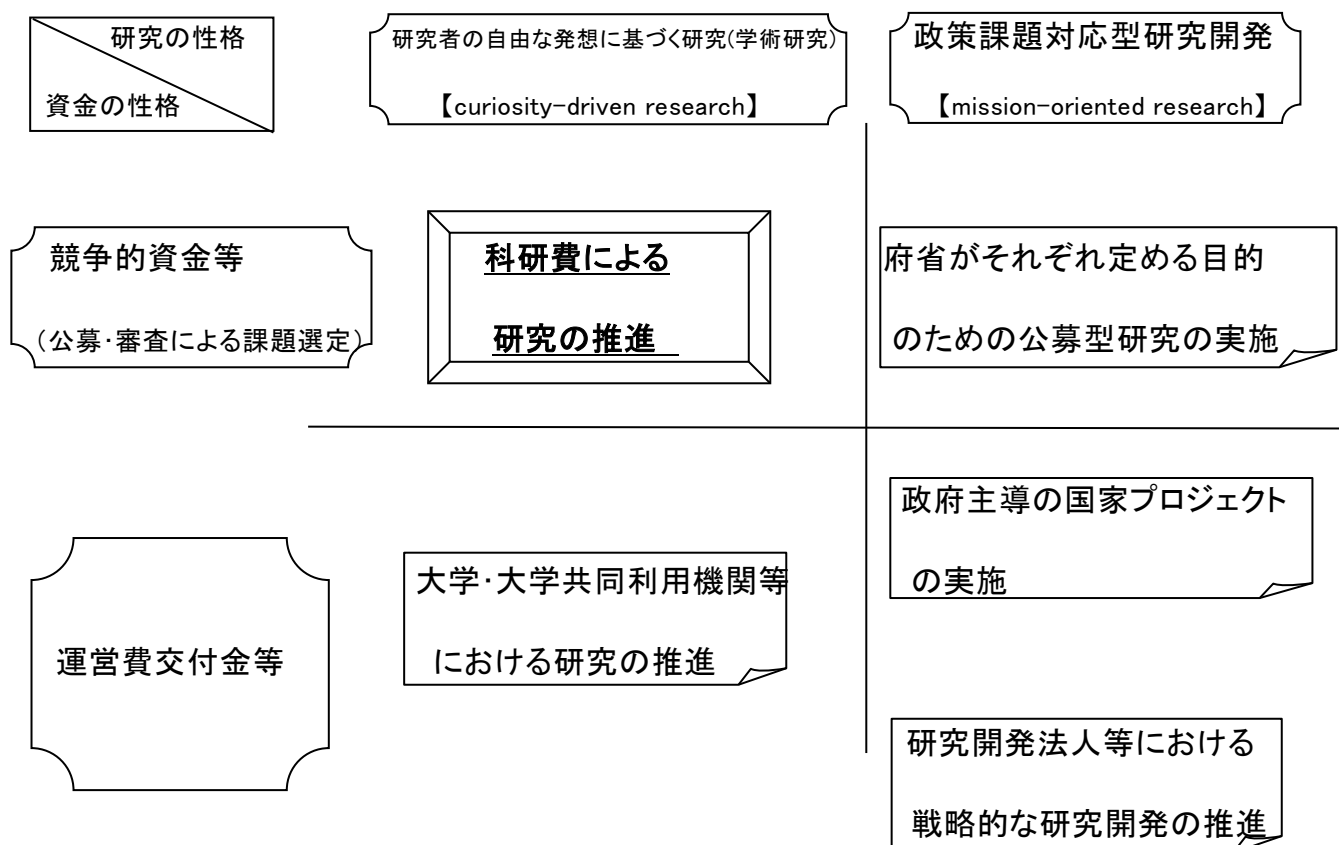
1. 科研費について	P1~5
2. 科研費の種類について	P5~9
3. 研究の執行について	P9~10
4. 科研費の管理について	P10~11
5. 研究終了後の報告書等について	P11~12
6. 研究成果の公開について	P12~13
7. 不正使用および不正行為について	P13~16
8. 科研費に関する連絡方法について	P16
9. 科研費に関するお問い合わせ先	P17

1. 科研費について

1-1. 科研費とは

科研費は、人文・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(大学等の研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とした「競争的資金」であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



※科研費は、研究者からの研究計画の申請に基づき、厳正な審査を経た上で採否が決定されます。このような研究費制度は「競争的資金」と呼ばれています。

科研費は、政府全体の競争的資金の約5割以上を占める我が国最大規模の研究助成制度です。(令和3年度予算額2,377億円)

1-2. 科研費の研究種目

I. 科学研究費

①特別推進研究

新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較的少人数で行う研究(期間3~5年、1課題2億円以上5億円まで)

②新学術領域研究(研究領域提案型) ※令和2年度公募以降、継続研究領域のみ公募

多様な研究者グループにより提案された我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる(期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円~3億円程度を原則とする)

③学術領域変革領域研究

(A) 多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる(期間5年間、単年度当たりの目安1領域5千万円~3億円まで)

(B) 次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ(3~4グループ程度)が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究(A)への展開が期待される(期間3年間、単年度当たりの目安1領域5千万円以下)

④基盤研究

(S) 1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究(期間原則5年1課題5千万円以上2億円程度まで)

(A)(B)(C) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究(期間3~5年)

(応募総額によりA・B・Cに区分) (A) 2,000万円以上 5,000万円以下

(B) 500万円以上 2,000万円以下

(H24~H26 採択課題は一部基金化)

(C) 500万円以下

(H23 新規採択課題から基金化)

⑤ 挑戦的研究(開拓)(萌芽)

1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究。なお、(萌芽)については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする。

(開拓)期間3～6年、500万円以上 2,000万円以下

(萌芽)期間2～3年、500万円以下

⑥ 若手研究

【平成 29 年度採択分まで】

(A) (B) 39歳以下の研究者が1人で行う研究(期間2～4年)

(応募総額によりA・Bに区分) (A) 500万円以上 3,000万円以下

(H24～H26 採択課題は一部基金化)

(B) _____ 500万円以下

(H23 新規採択課題から基金化)

【平成 30 年度公募以降】

博士の学位取得後8年未満の研究者(注)が1人で行う研究(期間2～4年、1課題 500万円以下)

(注)博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に所得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと8年未満となるものを含む。

⑦ 研究活動スタート支援

研究機関に採用されたばかりの研究者等や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究(期間2年以内、単年度当たり 150万円以下)

⑧ 奨励研究

教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究(期間1年、1課題 100万円以下)

II. 特別研究促進費

緊急かつ重要な研究課題の助成

Ⅲ. 研究成果公開促進費

①研究成果公開発表

学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成

②国際情報発信強化

学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成

③学術定期刊行物

学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成〔新規募集なし〕

④学術図書

個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成

⑤データベース

個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成

Ⅳ. 特別研究員奨励費

日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む)が行う研究の助成(期間3年以内)

Ⅴ. 国際共同研究加速基金

国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進

①国際共同研究強化

(A) 科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す(1,200万円以下)

(B) 複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究、学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の要請も目指す(期間3～6年間、2,000万円以下)

1-3. 科研費に関するルール

科研費には、次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール : 応募・申請に関する取扱を定めたもの
(「公募要領」で定められています)
- ② 評価ルール : 事前評価(審査)、中間・事後評価、研究進捗評価等の評価体制や
評価方法・基準等を定めたもの
(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」等に
定められています)
- ③ 使用ルール : 交付を受けた科研費の使用に関する取扱を定めたもの
(交付決定時の「補助条件」や「交付条件」に定められています)

2. 科研費の種類について

2-1. 科研費の「基金化」とは

日本の会計制度は単年度主義に基づいているため、科研費についても会計年度ごとに必要な補助金の助成を行っています。しかし、学術研究は必ずしも当初の研究計画通りに遂行されるものではありません。このため、年度にとらわれずに研究の進捗に合わせて、研究費の使用ができるようにするための制度改革が行われました。

これに基づき、日本学術振興会に「学術研究助成基金」が創設され、平成23年度より「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(B)」の新規採択分から「基金化」が図られました。平成24年度から平成26年度に採択された「基盤研究(B)」、「若手研究(A)」の研究費総額の500万円までが「基金化」されています。

2-2. 科研費の種類

(1) 補助金 : 毎年度ごとに交付決定がなされる研究種目

(新学術領域研究、学術変革領域研究、基盤研究(A)、基盤研究(B)、挑戦的研究(開拓)、若手研究(A)、奨励研究)

(2) 基金 : 研究期間の初年度に最終年度までの複数年度にわたる交付決定を行う研究種目

(基盤研究(C)、挑戦的研究(萌芽)、若手研究(B)、若手研究、国際共同研究加速基金、研究活動スタート支援)

2-3. 補助金と基金の違いについて

(1) 交付申請・交付決定

補助金分 : 単年度ごとの交付決定

基金分 : 研究期間全体を通じた複数年度の交付決定

補助金分は、継続研究課題であっても、単年度ごとに交付申請を行い交付決定が行われますが、基金分は、研究開始年度に研究期間全体を通じた交付決定が行われます。

(2) 研究費の支払請求・送金

補助金分 : 毎年度、当該年度分の研究費を請求し送金

基金分 : <初年度>初年度分の研究費のみ請求し送金

<2年度目以降>前年度末(2月)に、次年度分の研究費を請求し送金

※各年度の所要額(直接経費)が「300万円以上」の場合は、2回に分けて送金

補助金分と基金分とも、交付決定後に送金が行われます。基金分の初年度は補助金と同じ手続きとなりますが、次年度以降は、請求行為を前年度に行い、年度当初に送金されます。

(3) 研究費の前倒し請求(追加請求)・使用

補助金分 : 研究費の前倒し使用は原則不可(平成25年度より「調整金」制度を利用することにより可能)

基金分 : 研究上の必要に応じて、研究費の前倒し使用が可能

※「前倒し支払請求書」による事前の手続きが必要です。また、前倒しに伴って、補助事業期間を短縮することはできません。

※前倒し支払請求書の提出時期は、1回目が9月1日、2回目が12月1日です。

補助金分では、年度毎の交付額の変更をすることはできませんが、基金分は補助事業期間全体を通じた交付決定額の範囲内であれば、次年度以降に予定していた研究費を前倒して使用することが可能となります。ただし、①補助事業期間を短縮することはできません、②次年度以降の研究計画が遂行できなくなるような多額の前倒し請求はできません。

(4) 年度をまたいだ研究費の使用

補助金分 : 物品の納入は、年度末の3月31日までに終了しなければならず、年度をまたいだ研究費の使用は不可

基金分 : 補助事業期間内であれば、前年度に交付を受けた研究費を4月1日以降に納入を受けた物品費に支出することが可能(最終年度を除く)

補助金分では、年度が異なる補助事業は別の補助事業という位置付けになるため、繰越が認められた場合でも、次年度の研究費と合算して使用することはできませんが、基金分では、年度が異なっても単一の補助事業という位置付けになるため、次年度の研究費と併せて使用することができます。

(5) 研究費の次年度使用(繰越)

補助金分 : <理由>事前に予想し得なかった、やむを得ない理由のみ

<手続>事前の繰越手続が必要(繰越を必要とする理由書の提出が必要) ※3月1日申請締切

基金分 : 〈理由〉理由を限定していない

〈手続〉事前の繰越手続は不要 (年度ごとに研究費の使用状況を事後報告)

※補助事業期間を延長する場合には事前の手続きが必要です

補助金分では、交付決定時に予想し得なかったやむを得ない理由により、次年度に使用する必要がある場合に事前に繰越の手続きを行うことで、次年度に研究費を使用することができます。基金分では、補助事業期間内であれば年度末に未使用額が発生した場合には、理由を問わず、繰越の手続きを経ることなく、また研究費を返還することなく次年度に使用することができます。

2-4. 調整金について

平成25年度から、科学研究費補助金の使い勝手をさらに向上させるため、補助金に新たに「調整金」の枠を設け、補助金の「前倒し使用」や「次年度使用」が可能となりました。

(1) 前倒し使用

当該年度の研究が加速するような場合には、交付内定時に通知された研究期間全体の交付予定額の範囲内であれば「調整金」から次年度以降に使用する予定であった研究費を前倒して使用することが可能となりました。ただし、①次年度以降の研究費をすべて「前倒し使用」することや、②研究期間の短縮は行うことはできません。

※「前倒し使用申請書」による事前の手続きが必要です。

※前倒し使用申請書の提出時期は、1回目が9月1日、2回目が12月1日です。

(2) 次年度使用

研究費(補助金)の未使用額を次年度に持ち越して使用する場合には、繰越制度を利用することが前提ですが、①繰越制度の要件に合致しない場合、②繰越申請期限を過ぎた後に繰越事由が発生した場合、「調整金」から未使用額全額を上限として交付を受け、使用することが可能となりました。

※誠実に補助事業を遂行しなかった結果、年度内に執行できなかったことが明らかな場合には、「次年度使用」は認められません。

※研究期間最終年度の研究課題の「次年度使用」は認められません。

※未使用額が5万円未満の場合は「次年度使用」の対象外です。

3. 研究の執行について

3-1. 科研費の使用にあたって

科研費の使用に際しては「国の契約および支払に関する規程」、「補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律」の趣旨に沿い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上がるよう効率的に使用してください。

また、会計検査院による検査の対象となっていることでも判るように、厳格な執行が求められています。本ガイドブックを基に適正に執行し、使途の透明性確保に努めてください。

各種申請などの書類、見積書・請求書・領収書などの証憑の作成・提出が重要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

3-2. 研究期間

科研費における研究期間は以下のとおりです。ただし経費の執行手続(請求・納品・支払)の全てを研究期間内に完了させるため、補助金分および基金分で令和4年度が最終年度の研究課題については**令和5年2月5日まで**に全額を執行できるように計画してください。

- ・ 新規採択の研究課題(補助金分) → 交付内定通知日以降(令和3年度は4月1日(挑戦的研究、学術変革領域研究を除く))から翌年3月31日まで。
- ・ 継続採択(2年目以降)の研究課題(補助金分) → 4月1日から翌年3月31日まで。
- ・ 基金分の新規採択研究課題 → 交付内定通知日以降(令和3年度は4月1日(挑戦的研究を除く))から補助事業終了年度の3月31日まで。

3-3. 研究開始後の変更

科研費による研究は交付申請書に基づいて行うこととなっており、記載内容に以下の変更が生じる場合には日本学術振興会の科研費電子申請システムで書類作成後、郵送し事前に文部科学大臣または日本学術振興会会長の承認が必要となります。**必ず事前に研究支援課までご相談ください。事後になりますと、「理由書等」の書類が必要となります。**

- ・ 研究組織の変更

→研究分担者を新たに加える場合や分担者を外す場合など。

- ・ 研究の廃止(1年以上病気や科研費に関係ない外国出張等で研究ができない場合)

- ・ 研究の中断(育児休業など)

- ・ 研究代表者および研究分担者が他の研究機関へ異動(転職)する場合

- ・ 計画外の分担金配分

- ・ 研究費使用内訳の大幅な変更(直接経費の総額の50%を越えて変更する場合、50%が300万円未満の場合は300万円)

※基金分については、補助事業期間全体の直接経費の総額になります

3-4. 研究費の未使用額の取り扱いについて

補助事業期間終了時点で未使用額が生じている場合は、その分を日本学術振興会へ返還することとなっています。未使用額を返還したことにより、その後の科研費の審査において不利益が生じることは一切ありません。適切にご使用いただき、研究費の使い切りを目的とした物品の購入等は避けてください。

4. 科研費の管理について

科研費に応募することができるのは指定された研究機関に所属する研究者のみであり、交

付の際には研究機関が研究費の管理を行うことが前提条件になっています。本学では研究支援課が研究費管理の事務局となっています。研究費の管理や諸手続き・科研費の申請等は、すべて事務局を通じて行ってください。

科研費と他の研究費では、使用方法、使用できる経費等が異なります。このガイドブックを熟読のうえ、公正かつ最小の費用で最大の効果が上がるよう効率的に使用してください。

わからないことがありましたら、必ずお問い合わせください。

5. 研究終了後の報告書等について

5-1. 「実績報告書」および「実施状況報告書」(各年度終了後に全員提出)

補助金分については、毎年度の研究終了時に「実績報告書」を作成し、文部科学省又は日本学術振興会に提出することとなっています。本学では例年、4月上旬に各研究代表者へ通知し、4月下旬に提出していただく予定にしております。

基金分については、補助事業期間終了後に期間全体を通じた「実績報告書」を作成し、日本学術振興会に提出することになります。ただし、各年度の研究終了時には「実施状況報告書」を作成し、日本学術振興会に提出することになります。提出時期については、「研究実績報告書」と同じです。

5-2. 「研究成果報告書」(研究期間終了後に提出)

研究期間最終年度には、上記実績報告書以外に「研究成果報告書(Word形式)」を作成することになっています。この「研究成果報告書」を提出しない研究者には、提出するまで科研費の執行が停止させられるのみならず、1年以上未提出だと交付された研究費の返還が求

められますので、必ず提出して下さい。

本学では例年、4月下旬に各研究代表者へ通知し、5月下旬に提出していただく予定にしております。

6. 研究成果の公開について

6-1. 謝辞について

科研費により得た研究成果を発表する場合は、科研費により助成を受けたことを必ず表示して下さい。

謝辞 (Acknowledgment) に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には、「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」を必ず含めてください。

- ・日本学術振興会から交付を受けた科研費の場合

JSPS KAKENHI Grant Number JP8 桁の課題番号

〈記載例〉

- ・論文に関する科研費が一つの場合

〔英文〕 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP16K12345

〔和文〕 本研究は JSPS 科研費 JP16K12345 の助成を受けたものです。

- ・論文に関する科研費が複数(三つ)の場合

〔英文〕 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JPxxxxxxx, JPyyyyyyy, JPzzzzzzz.

〔和文〕 本研究は JSPS 科研費 JPxxxxxxx, JPyyyyyyy, JPzzzzzzz の助成を受けたものです。

6-2. 科研費論文のオープンアクセス化について

研究論文のオープンアクセス化が世界規模で急速に拡大していることや、公的な研究助成機関の多くが、助成した研究成果についてオープンアクセスを義務化・推奨しているため、科研費の助成を受けた研究の論文についてもオープンアクセス化を推進して下さい。

7. 不正使用および不正行為について

7-1. ルール違反について

ルールに従って正しく使用しないと、科研費の交付制限や返還、応募制限のペナルティ・刑事罰が科せられることがあります。

【研究費の不正使用について】

不正使用の様態例

預け金……架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。

カラ出張……実態を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。

カラ謝金……実態を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

◆不正または虚偽による科研費の受給の場合

研究費の返還 : 全額返還

応募資格の停止 : 5年(受給した本人・それを共謀した者)

◆受給した科研費の不正な使用の場合

研究費の返還 : 一部又は全部の返還

応募資格の停止 : 1～10年(不正使用した本人・それを共謀した者・不正使用された

研究費の管理責任者)

<不正使用を行った者に対して科研費を交付しない期間>

応募制限の対象者	不正使用の程度	交付しない期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合	10年
	私的流用以外で ①社会への影響が大きく、行為の 悪質性も高い場合	5年
	私的流用以外で ①及び③以外の場合	2～4年
	私的流用以外で ③社会への影響が小さく、行為の 悪質性も低い場合	1年
不正受給を行った研究者と共謀者		5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限 期間の半分	1～2年

【研究活動における不正行為について】

不正使用の様態例

捏造・・・存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん・・・研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた
結果等を真正でないものに加工すること。

盗用……他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

◆不正行為(論文データのねつ造等)があった場合

研究費の返還 : 一部又は全部の返還

応募資格の停止 : 1～10年(不正行為に関与したと認定された本人・不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者)

<不正行為を行った者に対して科研費を交付しない期間>

不正行為への関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	交付しない期間
	ア)研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
不正行為に関与した者	イ)不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いもの 5～7年
			学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの 3～5年
	上記以外の著者		2～3年
	ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者		2～3年

不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者	学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いもの	2～3年
	学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの	1～2年

※研究費の不正使用および研究活動における不正行為を行った場合、既に採択されている課題も交付が停止され、分担金を配分されている研究分担者についても、その分担金の配分を受けることができなくなります。

※また、原則、不正が認定された研究者の氏名を含む不正の概要が公表されます。

7-2. 研究倫理教育の受講について

科研費により研究を実施する研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づいて、研究機関が実施する研究倫理教育を受講することが必要です。また、研究費を受給される場合は本学で定めた誓約書の提出が必要となります。

8. 科研費に関する連絡方法について

科研費に関するお知らせについては、各研究者に対しては基本的には交付申請書作成時に提出していただいたメールアドレス(2つまで登録可(補助員・秘書等))にお送りしますので、必ずメールをチェックしてください。

なお、メールアドレスを変更する場合には、研究支援課まで必ずご連絡ください。

また、研究者個人に対する連絡の場合は、電話またはメールにて連絡をいたします。

9. 科研費に関する問い合わせ先

科研費に関してご不明な点は研究支援課の担当者までお問い合わせ下さい。

統括研究推進センター事務室 研究支援課

(電話)03-3784-8019〔直通〕、(内線 8019)

(メール)kakenhi@ofc.showa-u.ac.jp